

# 吹田市立小学校いじめに係る重大事態 調査報告書

令和6年11月6日  
吹田市いじめに係る重大事態調査委員会  
調査報告書

## 目次

第1章	本調査の概要等 .....	4
第1	本事案の概要及び調査に至る経緯 .....	4
第2	本事案の諮問事項 .....	4
第3	当委員会の概要 .....	5
1	委員会の概要 .....	5
2	委員会の構成 .....	5
3	委員の交代 .....	5
第4	調査の経過 .....	5
第5	調査の方法 .....	7
1	調査資料 .....	7
2	アンケート .....	8
第2章	当委員会の調査結果 .....	9
第1	事実認定についての注意事項 .....	9
第2	学校の組織・体制について .....	9
1	本件学校全体の概要 .....	9
2	教職員の体制 .....	9
3	S C・S S Wの体制 .....	10
第3	教育委員会の組織・体制 .....	10
第4	いじめに関する取り組み .....	11
1	いじめ防止基本方針 .....	11
2	いじめ防止等に関する年間計画 .....	11
3	いじめ予防授業について .....	12
4	いじめ不登校児童虐待対策委員会 .....	12
5	問題行動報告書 .....	13

第 5	背景事実 .....	14
1	被害児童の生育歴 .....	14
2	クラス関係について .....	15
第 6	いじめに関する事実について .....	16
1	健都レールサイド公園でのできごと .....	16
2	テープを貼られたこと .....	16
3	教室のドアを閉め、鍵を閉められたこと .....	16
4	作文の音読 .....	17
5	交換ノートから抜けて以降の A 及び B との関係 .....	17
6	C との関係 .....	18
7	被害児童が特定の男子児童を好きだという指摘 .....	18
第 7	関連する事実経過について .....	19
1	令和 4 年末までの経緯 .....	19
2	令和 5 年 1 月から 3 月までの経緯 .....	19
3	令和 5 年度以降の経緯 .....	21
第 3 章	当委員会の判断 .....	25
第 1	いじめの事案について .....	25
1	いじめの定義及び認定方法について .....	25
2	いじめの事実について .....	25
3	いじめと [ ] との因果関係について .....	28
第 2	学校の対応について .....	29
1	いじめ防止対策推進法に基づく対応 .....	29
2	組織的対応の課題 .....	30
3	被害児童及び保護者的心情に寄り添った対応の不足 .....	31
第 3	教育委員会の対応について .....	32
1	学校との連携について .....	32

2	転校に至る判断について .....	33
3	重大事態の認定の時期が適切であったか .....	33
4	手紙の朗読について .....	33
第 4	再発防止策 .....	34
1	本件学校について .....	34
2	教育委員会について .....	38

## 第1章 本調査の概要等

### 第1 本事案の概要及び調査に至る経緯

令和5年4月、吹田市（以下、「本市」という。）立小学校（以下、「本件学校」という。）に在籍していた女子児童（以下、「被害児童」という。）が、■■■の診断を受けた。診断書においては、学校でのいじめが原因と考えられるストレスに起因した疾患である旨記載されていた。

被害児童保護者は転校を希望し、同月下旬に、被害児童は本市内の別の小学校（以下、「転校先学校」という。）に転校した。

その後、同年7月、被害児童保護者から本市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に対し、重大事態第三者委員会設置申立書が提出された。

教育委員会は、前記のとおり、被害児童が■■■の診断を受けていることに鑑み、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第1号の規定に照らし、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」にあたると判断し、「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会第2小委員会」（以下、「当委員会」という。）を設置し、後述の事項を諮問した。

当委員会は、この諮問に基づき、以下のとおり調査を行った。

### 第2 本事案の諮問事項

教育委員会が当委員会に対し諮問した事項は、以下のとおりである。

#### (1) いじめの事案について

本市の小学校において令和4年10月に認知したいじめの事案について、更なる専門的な調査研究を行った上、その調査結果を答申すること。

#### (2) 学校の対応について

本市の小学校において令和4年10月に認知したいじめの事案について、いじめを認知してからの学校の対応について、更なる専門的な調査研究をおこなった上、その調査結果を答申すること。

#### (3) 教育委員会の対応について

本市の小学校において令和4年10月に認知したいじめの事案について、学校からの報告を受けてからの教育委員会の対応について、更なる専門的な調査研究をおこなった上、その調査結果を答申すること。

#### (4) 今後の対応と再発防止について

本市の小学校において令和4年10月に認知したいじめの事案について、今後の対応と再発防止について、検討の上、意見を答申すること。

### 第3 当委員会の概要

#### 1 委員会の概要

当委員会は、吹田市執行機関の附属機関に関する条例 2 条に基づき執行機関である教育委員会の附属機関として設置された委員会である。

法 28 条は、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにかかる重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、調査を行うものとしており、上記条例の規定はこれに対応するものである。

同条例 3 条は、執行機関が組織及び運営について必要な条項について定めるとしており、執行機関である教育委員会は、これに基づいて、吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則を定めている（以下、令和 2 年 3 月 27 日改正前の同規則に基づき記載する。）。

同規則 2 条は、委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校におけるいじめに係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置について、教育委員会に意見を述べることができる、と規定している。

同規則 3 条は、委員会は 5 人以内で組織し、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、その他学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱するものとしている。

#### 2 委員会の構成

当委員会の委員の構成は、以下のとおりである。

	氏名	備考
1 号委員（弁護士）	越智健文	委員長
2 号委員（医師）	稻垣亮祐（途中退任） 角谷岳朗（交代により就任）	
3 号委員（臨床心理士）	樋口隆弘	
4 号委員（社会福祉士）	尾上浩美	
5 号委員（学識経験者）	坪田祐季	

#### 3 委員の交代

令和 6 年 2 月 2 日に稻垣亮祐委員から教育委員会に対し、一身上の都合により辞任の申し出がなされ、教育委員会は、同年 3 月 27 日、その後任として、角谷岳朗氏（医師）に委員の委嘱を行った。

### 第4 調査の経過

当委員会は、以下のとおり調査を行った。

ただし、これ以外にも、各委員は、隨時、本件学校及び教育委員会から開示された記録の検討、聴取結果の検討、アンケート・アンケート依頼文の作成、原稿の作成、電子メール等を用いた意見交換等を行っている。

年月日	場所	内容
令和5年10月16日	教育委員会庁舎	第1回調査委員会
令和5年11月8日	教育委員会庁舎	第2回調査委員会
令和5年11月27日	教育委員会庁舎	第3回調査委員会
令和5年12月6日	教育委員会庁舎	第4回調査委員会 被害児童保護者面談
令和5年12月18日	教育委員会庁舎	第5回調査委員会 被害児童保護者聴取
令和5年12月20日	教育委員会庁舎	第6回調査委員会
令和6年1月12日	教育委員会庁舎	第7回調査委員会
令和6年1月29日	教育委員会庁舎	第8回調査委員会
令和6年1月31日	教育委員会庁舎	第9回調査委員会 被害児童聴取
令和6年2月5日	教育委員会庁舎	第10回調査委員会 関係児童保護者面談
令和6年2月7日	本件学校	第11回調査委員会 (中止)
令和6年2月9日	本件学校	学年全体へのアンケート
令和6年2月15日	教育委員会庁舎	第12回調査委員会 アンケート開封・集計
令和6年2月16日	本件学校	第13回調査委員会 関係児童・同保護者、 学校関係者聴取
令和6年2月20日	本件学校	第14回調査委員会 学校関係者聴取
令和6年2月22日	本件学校	第15回調査委員会 学校関係者聴取
令和6年2月26日	本件学校	第16回調査委員会 関係児童・同保護者聴取
令和6年3月8日	教育委員会庁舎	第17回調査委員会
令和6年3月14日	教育委員会庁舎	第18回調査委員会 関係児童聴取

令和6年3月19日	吹一公民館分室	第19回調査委員会 関係児童保護者聴取
令和6年3月22日	男女共同参画センター	第20回調査委員会 関係児童・同保護者聴取
令和6年3月25日	本件学校	第21回調査委員会 関係児童聴取
令和6年3月27日	男女共同参画センター	第22回調査委員会 被害児童聴取
令和6年3月28日	本件学校	第23回調査委員会 関係児童・同保護者聴取
令和6年4月3日	男女共同参画センター	第24回調査委員会 関係児童・同保護者聴取
令和6年4月5日	男女共同参画センター	第25回調査委員会 学校関係者、教育委員会 関係者聴取
令和6年4月12日	教育委員会庁舎	第26回調査委員会
令和6年5月2日	労働者会館	第27回調査委員会
令和6年5月13日	教育委員会庁舎	第28回調査委員会 教育委員会関係者聴取
令和6年5月14日	男女共同参画センター	第29回調査委員会 被害児童保護者面談
令和6年5月20日	教育委員会庁舎	第30回調査委員会
令和6年6月3日	教育委員会庁舎	第31回調査委員会
令和6年6月17日	教育委員会庁舎	第32回調査委員会
令和6年7月8日	教育委員会庁舎	第33回調査委員会
令和6年7月24日	教育委員会庁舎	第34回調査委員会
令和6年8月7日	教育委員会庁舎	第35回調査委員会
令和6年8月26日	教育委員会庁舎	第36回調査委員会
令和6年9月6日	教育委員会庁舎	第37回調査委員会
令和6年10月4日	教育委員会庁舎	第38回調査委員会 被害児童・同保護者面談

## 第5 調査の方法

### 1 調査資料

被害児童・同保護者、いじめを行った疑いのある児童（以下、「加害児童」とい

う。)・同保護者、被害児童と関わりのあった児童（以下、加害児童を含み、「関係児童」という。)・同保護者、及び本件学校及び教育委員会から提出を受けた全ての資料及びこれらの関係者の聴取内容、並びに被害児童と同学年の本件学校児童全員を対象にして行ったアンケート結果を調査資料とした。

## 2 アンケート

当委員会は、事実関係の確認のため、被害児童と同じ学年に在籍した全員にアンケートを行った。

アンケートに先立ち、当委員会は、被害児童保護者及び加害児童保護者との面談において、アンケートを行うことを説明した。

その上で、全児童及び保護者に宛てたアンケートの依頼文を配付し、後日、本件学校においてアンケートを行った。

アンケート依頼文は、配付する以上その記載内容が外部に漏れる可能性が否定できないため、被害児童の氏名を「A」とし、アンケート用紙自体は、本件学校でのアンケート回答後直ちに回収することから情報漏洩の恐れがないため、被害児童の氏名を記載し、回答する児童が被害児童に関する事実関係を聞かれていることが明確に認識可能な形とした。なお、こうしたアンケートにおける氏名の取り扱いには、事前に被害児童保護者に確認をした上で決定した。

アンケートは、「あなたは、【被害児童】さんが、同級生との間で、困りごとが起つたり、けんかしたり、嫌な気持ちになったり、トラブルになったりしたことを、見たり、聞いたり、相談をされたりしたことはありますか。」という質問に回答してもらった上、具体的に知っていることについてオープンに記載してもらう形とした。

また、アンケートに書くことがなくなった場合には、本件学校の校歌を書き写すように指示をして、筆記時間の長短により誰がアンケート内容に回答したかが周りの児童に分かってしまうことや、そのことを恐れてアンケートへの回答を避けるといったことが生じにくくする配慮した。

さらに、アンケート用紙は回答後に封筒に入れて封をして提出することとし、開封と集計も当委員会が直接行った。このような方法を取ることにより、誰がどのようなことを書いたかを学校や教育委員会に知られることはないため、安心して、正直にアンケートに回答してほしい旨も、アンケートに先立つ依頼文に記載した。

なお、依頼文には、アンケート後に、アンケートに書き忘れたことや付け足したいことを思いついたときは、適宜の用紙にその内容を記載して封筒に入れて封をして学校に提出するか教育委員会に提出して欲しい旨も記載したが、実際にこのような方法での提出を受けることはなかった。

このようにして得られたアンケート結果は、事実関係の把握のほか、どの児童を聴取対象者とするかを決定する際の参考にも用いた。

## 第2章 当委員会の調査結果

### 第1 事実認定についての注意事項

本報告書においては、第1章第5記載の資料を基に、事実認定を行った。

当委員会の調査は、訴訟手続とは異なり、事実認定に用いる資料については、提出者以外の者にはその内容の真実性に異議を申し出る機会がなく、聴取手続についても、反対当事者からの反対尋問の機会がないものであって、これらを根拠資料とする本報告書の事実認定は、訴訟における事実認定とは異なるものである。

本報告書においては、各根拠資料から合理的に認められる事実を認定したが、それはあくまで上記の前提に基づく事実認定であるということ、また、本報告書において認定されなかったということが直ちに事実として存在しないことを意味しないことについては、留意されたい。

### 第2 学校の組織・体制について

#### 1 本件学校全体の概要

本件学校は、本市市立の小学校である。本事案が発生した令和4年度当時、本件学校の全児童数は約880人であった。本件学校が設置されている校区は住宅が多く、主に校区内に居住する児童が通学している。

本件学校は、「自ら学び、命と人権を大切にする、すこやかで心豊かな子どもを育成する」を教育目標とし、めざす子ども像として「考える子・たくましい子・やさしい子・まなざしのひかる子」が定められており、この目標をもとに学校経営がなされている。

1学年から6学年までの各クラスとも30名から40名で構成されている。当時、本件児童が在籍した5年生は4クラスで構成されており、児童数は約150名であった。なお、本件学校は、3学期制の学校である。

#### 2 教職員の体制

本件学校の教職員数は約78名であった。教職員組織の主な構成員は、校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、副主査、障がい児補助員、医療的ケア看護師、校務員、調理員、読書活動支援者、学校サポートスタッフ、小学校スタートアップ支援者、教育相談員（以下、「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）である。なお、首席、指導教諭、その他の教職員の配置は、学校状況や児童数によって年度ごとに異なる。

教職員組織の体制としては、校長・教頭・首席・副主査・推進部4委員会委員長が委員として関与する教育推進委員会で方針が決められ、同方針に沿って学年主任や各

クラス担任が運営を行うこととなっている。

本件学校では、調理員以外の教職員について主に職員室に座席が設けられていた。座席は、各学年の担任とその学年付教員ごとにグループに分かれており、教職員は日頃から主に対面のコミュニケーションを取っていた。

職員会議は、月一回定期的に実施されており教職員が参加していた。同会議においては、教育推進委員会にて議論され決定された事項の報告等がなされていた。

### 3 S C・SSWの体制

本市の小学校には、S Cが配置されており、公認心理師又は臨床心理士の有資格者から任用されている。教育相談員は、上記の有資格者であって、学校での職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから教育委員会により任用され、教育相談に係る業務、いじめに係る相談業務、教育支援教室に係る業務をその職務として行っている。本件学校におけるS Cの派遣は、隔週1回程度の木曜日に、9時から17時まで実施されている。

本件学校には、SSWも配置されており、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有し（取得見込み含む）、学校での支援やボランティア等の経験がある者から任用されている。SSWは上記の必要要件を満たす者のうちから教育委員会により任用され、チーム学校の一員として、校内支援体制づくりへの寄与、課題を抱える児童・生徒への支援、関係機関との連携等を職務として行なっている。本件学校におけるSSWの派遣は、毎週1回木曜日に8時間程度勤務実施されている。

### 第3 教育委員会の組織・体制

「学校の教育課程、学習指導、人権教育、国際理解教育等に関する指導・助言」、「いじめ、不登校、虐待への対応に関する指導・助言」、「教職員に対する指導・助言」等を業務内容とする組織として、教育委員会に、学校教育部学校教育室が置かれている。

学校教育室所属の職員は、主として学校の現場で教員を務めてきた者である。学校教育室の支援・生徒指導担当（子供支援グループ）又は教育振興・教育課程担当（学び支援グループ）の職員が、各学校の複数校を担当して学校への指導・助言にあたっている。令和4年度当時、9名が学校担当として配置され、本件学校を担当していた職員は、4つの中学校ブロック（計12校）を担当していた。

いじめを含む学校で発生した問題行動は、毎月学校から学校教育室に提出される「問題行動報告書」により報告されている。この「問題行動報告書」は大阪府教育委員会の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」に基づき作成されるもので（後述）、同報告書において学校が記載した全ての事案について、教育委員会の定例会議に上程されることとなっている。

また、学校教育室には、校長OBなどが任用されるいじめ対応支援員という職員も配置されていた。なお、現在では、いじめ対応支援員は廃止され、学校問題解決支援員に統合されている。いじめ対応支援員は、担当する複数の学校を回って学校の 生徒 指導に関わる会議に出席し、必要に応じて学校に対する助言を行っていた。

また、いじめ対応支援員は、学校教育室の定例会議にも出席し、各学校で把握した問題の報告を行っていた。

#### 第4 いじめに関する取り組み

##### 1 いじめ防止基本方針

本件学校では、いじめ防止基本方針が定められている。いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起これりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるとの考え方の下に「いじめは絶対に許されない」学校を構築するために、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する同方針を定めている。

同方針においては、いじめ防止のためには、児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むこととされており、以下の具体的な取り組みが定められている。

- ・ 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- ・ 欠席日数や課外活動の参加状況等に注視し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ不登校児童虐待対策委員会」の機能性を高める。
- ・ いじめ防止等に関する年間計画を策定する。
- ・ 計画的に校内研修を行う。
- ・ 年間計画を策定し改定する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- ・ 校内でのいじめ予防研修（アンバランスパワー・シンキングエラーの視点の共有化等）を実施し、いじめの知識を深め、事案の早期発見・指導に努める。

##### 2 いじめ防止等に関する年間計画

本件学校では、学校生活アンケートが学期毎に1回（5月・10月・2月）年間計3回実施されている。アンケート実施後、速やかに集計・点検・検証が行われている。結果については教職員間で共有され、必要に応じて聴き取り等の対応が行われている。本事案においては、被害児童保護者からの話を受けて、当初2月実施予定であった学校生活アンケートを被害児童が在籍するクラスのみ前倒しして実施し、アンケートを基に当時の担任が関係児童に聴き取りを行った。

その他の取り組みとして、いじめ予防授業が学期毎に1回年間3回、全クラスで実施されている。

### 3 いじめ予防授業について

本授業は、令和元年「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会調査報告書」の提言を受けて、いじめ予防推進事業の一環として市立の小中学校で実施しているものである。当該調査報告書において、いじめ防止のための児童・生徒への働きかけについて、「互いの良さを見つけ、違いを認め合う人間関係や集団づくりに向けて、いじめ防止を図る年間計画や年間行事等を計画的に行うこと」や、「嫌なことをしてしまったり、嫌なことをされたりした場合における自身の思いや意見を表現し合うことで、トラブルを解決できることを実感させるような体験を企画・実践すること」が提言されている。

いじめ予防推進事業は、授業（TRIPLE-CHANGE プログラム<sup>1)</sup>）・研修（全教職員の専門性の向上）・調査（学級風土・いじめを科学的に調査・分析）の3つの取り組みから構成されている。授業内容は、正しい知識に変わる、行動が変わる、居心地の良い集団へ変わることを目的に指導案が作成されており、令和4年度には授業やワークブックの構成が改定されている。現在は、小学校1年、小学校2・3年、小学校4・5・6年、中学生用のワークブックが作成されており、知識確認、シナリオで協議・共有、行動宣言の流れで授業が構成されている。

本件学校においても、年度当初に教職員を対象にいじめ予防授業の研修が行われ、各クラスにおいては年間計画に沿って担任が中心となって授業が行われていた。

### 4 いじめ不登校児童虐待対策委員会

いじめに対する措置として、いじめを発見・通報を受けた場合は、特定の教職員間で抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の視点による状況の見立てを行うことが有効との考えのもとに、いじめ対応のための組織を置くことが定められている。これに基づき、本件学校には「いじめ不登校児童虐待対策委員会」が置かれている。同会議の構成員は、校長、教頭、首席、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SSW担当者、生徒 指導主事、人権教育担当チーフ、当該学級担任とされており、管理職の指示の下に開催される。同委員会の役割として、事実関係からいじめの事態について判断すること、いじめの事実のあるなしにかかわらず、訴えた児童を支援する対応を考えること、できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行い複数で対応すること、事案に応じてSC・SSW・弁護士等と連携することが定められている。

また、重大事態が発生した場合は、同委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会にも報告し、事態の早期解決に努めると定められており、以下の具体的な取り組みが定められている。

---

<sup>1)</sup> 公益社団法人 子どもの発達科学研究所によるもの

- ・ いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、同委員会による調査を行い、事態の早期発見に取り組む。
- ・ 同委員会は、被害・加害児童から聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- ・ 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、教育委員会に報告する。

この他、毎週木曜日にコア会議が設定されており、支援が必要とされる児童に関する情報共有と対応の検討が行われている。同会議の構成員は、校長・教頭・生徒指導主事・SSW・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・通級指導担当者・SC・学校問題解決支援員である。SCは月2回程度の勤務で、かつ面談が重なった場合は月1回程度の参加となることもあった。その他、通級指導担当者・学校問題解決支援員については予定が合えば参加している。また、ケースに応じてケース会議が開催され、関係者が対応について検討する機会を設けている。

前記のとおり、本件学校には「いじめ不登校児童虐待対策委員会」が置かれており、事実関係からいじめの事態について判断すること、いじめの事実のあるなしにかかわらず、訴えた児童を支援する対応を考えることが役割として定められている。本件に関して、学校では「いじめ不登校児童虐待対策委員会」という名称ではなく、「いじめ対策委員会」と称して令和4年11月に第1回が開催され、令和5年3月末までの間に計5回開催されていた。「いじめ対策委員会」には「いじめ不登校児童虐待対策委員会」の全構成員が一堂に会することではなく、同委員会への出席者は主に校長、担任、生徒指導主事であった。

## 5 問題行動報告書

前記のとおり、いじめを含む学校で発生した問題行動は、毎月学校から学校教育室に提出される「問題行動報告書」により報告されている。この「問題行動報告書」は大阪府教育委員会の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」に基づき作成されており、同報告書において学校が記載した全ての事案については、教育委員会の定例会議に上程されることとなっている。

レベルごとに分けて対処する意義は、①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請すること、②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐこと、③教員が適切な指導が行えない状態を避けること、④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図ること、である。

いじめに該当する行動としては、レベル1には「ことばによるからかい、無視、悪口」、レベル2には「仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、暴力（蹴る・叩く・足をかける等）」、レベル3には「暴言・誹謗中傷行為（死ね、うざい等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）」、脅迫・強要行為、重い暴力」、レベル4には「傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベル5に至らないもの）」、レベル5には「極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）」と定められており、「同様の行為を繰り返す場合は、レベルを1つ上げて対応を行うこととする」との注意書きがある。

本事案については、令和4年11月7日にいじめを認知したと問題行動報告書に記載されていた。児童については互いに加害者であり、被害者であるといった内容が記載されており、レベル1として報告書が作成された。令和4年11月に学校が認知したいじめ事案については、12月上旬までに報告書を教育委員会に提出することとなっており、本事案についてもその期限内に報告されていた。

## 第5章 背景事実

## 1 被害児童の生育歴

被害児童にとって、塾は心の支えにもなっており、塾の友だちといふことが楽しいようであった。週末には塾の友だちと遊ぶこともあった。

本事案が発生後、被害児童は██████████、クラスで発表することを嫌がったりするようになったが、6年生の4月下旬に転校してからは活発さが戻ってきたようである。転校先の修学旅行において、平和の誓いを述べる役に立候補し、児童会会長にもなった。

被害児童は、絵を描いたり本を読んだりすることが好きであった。本事案が発生した5年生時点では、ゲーム機器やスマートフォンは持っていないかったが、キッズ携帯のショートメールで友だちとやり取りすることはあったようである。

## クラス関係について

被害児童が5年生の頃、クラスは特に荒れた様子もなく落ち着いているようであった。一方で、女子の人間関係の軋轢や男子のからかい行為などが存在したことは、複数の児童の聴取において述べられている。

5年生時、被害児童と加害児童A（以下、「A」という。）、加害児童C（以下、「C」という。）は同じクラスであった。

Aは、4年生の頃から被害児童と仲が良かった。5年生になり、Aと加害児童B

(以下、「B」という。)が仲良くなつたため、被害児童を含めて3人で話すことも増え、3人で交換ノートをすることもあった。Aは、複数の児童や教職員からの聴取内容によると、男女から人気があり、クラスの中心人物の一人でもあった。

## 第6 いじめに関する事実について

### 1 健都レールサイド公園でのできごと

令和4年10月、被害児童は、同学年の児童数名（A等。B・Cはこの場には居なかった。）本市所在の健都レールサイド公園に遊びに行った。

その際、その場にいたAと被害児童を除く児童らは、Aに対して、自分達が隠したとは伝えず、Aの水筒を隠して、本当にそれらが無くなつたかのように振る舞つて一緒に探した。Aは、直ぐに自分の水筒を見つけた。

また、Aを含む他の児童は、被害児童に対して、自分達が隠したとは伝えず、被害児童の帽子を隠した。このときも、他の児童は、本当にそれらが無くなつたかのように振る舞つて被害児童と一緒に探したが、被害児童は、帽子をなかなか見つけられず、他の児童が隠したのではないかと考えて、保護者に架電して相談するなどした。

そのような経過で、被害児童は、他の児童らに「ほんまに返して」、「帰るで」などと申し向けたところ、■■■隠していた帽子を被害児童に渡した。

### 2 テープを貼られたこと

令和4年10月頃、A及びBは、「ぶりっ子」などといった悪口を記載したセロハンテープを、Cが気付かないようにCの上着に貼り、こっそり剥がすといった悪ふざけをしていた。被害児童はこの様子を見ており、A及びBに「やめえや」などと言つていた。そうすると、AがCに「貼られてんで。」と言ってテープを返してもらい、それを被害児童に貼つてきた。

被害児童は、「やめてや」といい、担任にこの二人がこういうことをする、と申告した。

### 3 教室のドアを閉め、鍵を閉められたこと

被害児童の在籍するクラスに保健室によくいる子がおり、被害児童を含むクラスメイトが度々保健室に同人を尋ねて話をしたり、教室に誘つたりなどしていた。

あるとき、被害児童が前記クラスメイトを尋ねて保健室から教室に戻つてくると、被害児童が教室に入ろうとするタイミングで教室のドアが閉められ、鍵が閉められた。そうすると、Aがドアを開けた。

そのため、被害児童は、Aにドアを閉められたと考え、後日、担任にAに教室のドアを閉められたと申告した。

担任からの聴き取りに対し、Aはドアを閉めたのは同クラスの男子児童であったと

説明した。当該男子児童の席も A の席は閉められたドアの近くであった。

担任は、A に対し、「どっちがやったか知らんけど、次からはやめような。」と指導した。

被害児童は、ドアを閉めたのは A だと考えていたが、担任から A がこれを否定したと聞かされてそれ以上何も言えず、被害児童は担任や学校への不信感を高めた。

#### 4 作文の音読

朝の時間に作文を書くことが行われていた。その時間においては、書いた作文を児童同士が互いに読んで意見を言い合うということも行われていた。なお、こうした交流を行うかどうかは各児童に委ねられていた。

被害児童はこうした交流を積極的にする方ではなく、A に、「読んでいい？」と尋ねられ、「嫌や」と返答したが、A は、「別にいいやん」と言って、被害児童の作文を取り、他の児童がいる前で音読した。

#### 5 交換ノートから抜けて以降の A 及び B との関係

被害児童は、A 及び B と交換ノートをしていた。 [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED] | [REDACTED]  
[REDACTED] B に対し、塾がある、勉強が忙しい、という理由で、交換ノートを抜けると伝えた。

これに対し、B は、「分かった。A にも言っとく。」と答えた。

その後、被害児童は、交換ノートを抜けたことに対し、A や B が、「なんで抜けたんやろう。」と不審に思っているだろうと感じ、こちらから話しかけることはプレッシャーに感じるようになり、できなくなってしまった。それまでは、被害児童は、業間に A や B らと「ワイワイ話をする関係」であったが、交換ノートを抜けて以降は、A や B から話しかけられることがなくなり、完全に友達じゃなくなったのだと感じた。 [REDACTED]  
[REDACTED]

また、これ以降、被害児童は、教室において、A や B から、じっと見られる、睨まれていると感じるようになった。

被害児童が、これまで仲良くしており下の名前で呼び合っていた A や B から、「○○さん」と名字で呼ばれたり、プリントを渡すと「ありがとうございます。」と言われたりするなど、敬語でよそよそしい態度をとられるようになった。

さらに、A は、他の児童に対し、被害児童から、「最近あんま喋らないならもう縁切ろう。」と言われたと説明した。これを受けて、被害児童は、A や B 以外の他の複

数の児童から、被害児童から縁を切ると言ったのだろうと言われ、「そっちが悪いんやろ?」、「最低やな。」などと非難された。

被害児童は、Aともう一度仲良くなりたいと考え、Aに携帯電話でメールを送った。

これに対し、Aは、「うそもついたりしたから無理だし仲直りしてもこれから上手くできる気がしない。」、「うそ言ってるじゃん ○○(他の男子児童)のこととか」、「○○(被害児童)が全部原因で嫌いになった」などと送り、仲直りを拒絶した。

## 6 Cとの関係

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

令和4年11月中旬、被害児童は、新型コロナウイルスに罹患し、学校をしばらく休んだ。

体調が回復して、被害児童が学校に再び通うようになると、被害児童は、Cの自己に対する態度が厳しいことに気付いた。すなわち、被害児童が他の児童と喋っていると、Cが、真顔で怒っている感じで被害児童をじっと見てきたり(被害児童には睨まれていると感じられる様子であった。)、喋っている相手の他の児童を呼んで話を中断させたり、当該児童を連れて行ったりなどした。

この他に、被害児童は、体育の時間のチーム分けでCと同じチームとなった際、Cから睨まれたり舌打ちされたりしていると感じた。

Cは、被害児童を睨んでいることを否定していたため、担任は、Cは目が悪いため目を細めたのではないかと被害児童に伝えるなどしていた。被害児童は、担任に睨まれたことを信じてもらえなかつたと不信感を募らせた。

被害児童は、担任に対し、Cと直接話をしたくないので担任からCに注意するよう求めていたが、こうした状況が続く中で、直接謝って欲しいと求めるに至った。

その後、Cは睨んでいると思わせる態度を取ったなら謝りたいという意思を示し、担任と被害児童及びCの話し合いの場が設けられた。

そのときのことについて、被害児童は、担任は「もうそういうことをしたらあかんで。」とやんわりとCに伝えるのみで、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

## 7 被害児童が特定の男子児童を好きだという指摘

被害児童は、同じクラスの女子児童から、同じクラスの特定の男子のことを好きなのだろうと言われ、被害児童が「違うで。（好きな人は）おらんし。」と言っても、「嘘つくなよ。」などと言われるなどした。

## 第7 関連する事実経過について

### 1 令和4年末までの経緯

被害児童は加害児童らからの行為を受け、学校に行きたくないと保護者に訴え、学校を欠席するようになった。

令和4年11月上旬、被害児童が、登校時校門前で学校に入ることができないでいたことを知った被害児童保護者は、本件学校へ行き、校門前で当時の生徒指導主事に状況を申告した。生徒指導主事は、被害児童保護者からの申告を受け、被害児童と加害児童に聴き取りを行なった。同日の放課後、本件学校において「いじめ対策委員会」が開かれ、いじめとして認知し対応していくこととなった。前記のとおり、本事案については、問題行動報告書においてレベル1（ことばによるからかい、無視、悪口）として教育委員会に報告された。

本件学校においていじめとして認知した翌日、担任・生徒指導主事同席のもと、被害児童とAとの話し合いの場が設けられた。この話し合いで、本件学校は「話し合って誤解は解け、今後のことばは自分たちで考えていく」と判断した。

その後、被害児童は新型コロナウイルスに罹患し、5日間欠席した。話し合いを受けて、被害児童は関係改善を期待していたが、登校再開後に「学校が前よりひどくなっている」と保護者に訴えた。担任は再度、被害児童と加害児童（A・C）との話し合いの場をもったが、解決には至らなかった。その話し合いと同日に実施された個人懇談で、被害児童保護者は担任に対して関係改善がみられないこと、そして、被害児童が更に強い不安を訴えていることを申告した。翌日、被害児童保護者と生徒指導主事との面談の場が設けられ、保護者は同様の内容を相談した。その後、1月中旬まで本件学校から被害児童保護者への連絡は行われなかった。

### 2 令和5年1月から3月までの経緯

令和5年1月中旬、校門前で被害児童保護者は校長に「10月から続いているいじめが収まっていない」と申告した。その後、本件学校において第2回目の「いじめ対策委員会」が開催され、対応が検討された。検討の結果、「いじめアンケート」を当該クラスのみ前倒して実施された。そのいじめアンケートにおいて、被害児童は「友だちのこと嫌だなと思っていることはありますか」の問い合わせに「ある」と回答した。それを受け本件学校は、担任・生徒・指導主事を中心に被害児童と関係児童（A・B・C・その他関係児童）に複数回聴取を行なった。

2月上旬、校長・学年主任・担任・被害児童保護者の話し合いの場が設けられ、保

護者はこれまでの経緯等について文書でも学校に申告した。その後、本件学校においては第3回目の「いじめ対策委員会」（校長・担任）が開催された。その間、被害児童は本件学校を欠席することもあった。2月中旬になり、再度、被害児童保護者が懸念事項について本件学校へ文書で申告した。それを受け第4回目の「いじめ対策委員会」（校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任）が開催され、関係者間で情報共有と方針について確認がなされた。その後、被害児童と加害児童（A・B）への聞き取りが実施され、3月上旬に生徒指導主事から被害児童保護者へ報告がなされた。

3月上旬、被害児童保護者は、帰宅後の被害児童から、「加害児童から敬語で話された」とのエピソードを聞いた。

被害児童保護者は、下校中の加害児童（A・C）に声をかけ、なぜ嫌なことをするのか等を尋ねた。A及びCが泣きながら帰宅したため、Aの保護者が学校に連絡した。被害児童保護者としては、被害児童とA及びCの関係改善を目指しての行動であったが、大人から突然声をかけられ、加害児童が怖い思いをしたことについては被害児童保護者も反省を示している。この出来事を受けて、A保護者と学校との話し合いの場が持たれ、同日、第5回目の「いじめ対策委員会」（校長・生徒指導主事・担任・SSW）が開催された。

3月下旬、被害児童が心境を文書にまとめたものを両親が学校へ持参し、生徒指導主事と話し合った。内容は、登校できない理由の一つとして、関係児童と会いたくないことや、嘘の噂を流され信じている人がたくさんいることが耐えられないこと、先生に信じてもらえなかつたこと等が記載されていた。次年度になったら登校できるようにするための学校への要望事項として、同学年では加害児童と同じクラスにならないようにしてほしい、合同体育やプール授業も一緒にならないようにしてほしいとの内容が含まれていた。少なくともこの時点では、被害児童本人も被害児童保護者も、同学年を本件学校で過ごす考え方であり、被害児童保護者は、春休み中に新担任との顔合わせを求めていた。

生徒指導主事との話し合いの翌日、被害児童が早退するため、迎えに来た被害児童保護者と校長が立ち話をした。校長は、「睨む、睨まないという話は、受け取り方によるところもあるので難しい」、「噂話について子どもだからそんなことを言ったことは忘れている」という旨の発言をした。当該発言は、被害児童保護者にとっては、学校が被害についてわかつてくれない、と感じられるものであった。

前記話し合いは被害児童の次年度に向けての意向に関するものであったが、これを受けて年度末までに本件学校から被害児童保護者に連絡がなされることはなく、4月上旬に被害児童保護者が本件学校に連絡するまで、本件学校から連絡はなかった。

令和4年10月の事案発生から令和5年3月までの期間、教育委員会としては本件学校に対応を任せる形になっており、3月の時点では、本件が重大な案件とは認識していなかった。担当指導主事は令和5年2月中旬からリモートワーク中心の勤務とな

っており、それまでの間に、本事案の被害児童や保護者との直接の対応はなかった。担当指導主事がリモートワークになって以降、上席の参事がフォローする体制になっていたが、参事も、被害児童・保護者との関わりはなく、学校から特に本件について助言を求められたことはなかった。また、令和4年度本件学校では、教頭が一時期休んでおり、この状況を教育委員会も把握していた。一般的には、管理職が不在となる場合、学校教育室から職員を学校に派遣したり、事務作業をフォローしたりする体制を取ることもあるが、当時本件学校に対してはそのような対応を教育委員会として取ることはなかった。

### 3 令和5年度以降の経緯

令和5年度になり、人事異動で現校長、現教頭が本件学校に着任した。被害児童保護者にとっては、元校長が、定年退職が決まっていながらそのことを被害児童保護者に事前に伝えていなかったことも、本件学校のいじめ対応について不安を感じる要因となった。また、新年度の人事異動で学校教育室の学校担当指導主事も交替となつた。

令和5年4月の始業式は、5年時のクラスで並ぶよう指示があったが、被害児童は5年時のクラスの列に並ぶことに不安があり、養護教諭が個別対応することになった。

翌日、翌々日に被害児童は登校したが、帰宅後は疲れた様子で口数が少なく失声症状等がみられたため、心配した保護者は■に予約を入れた。次の日、被害児童は早退した。合同体育も加害児童とは一緒にならないように、と被害児童から要望を出していたにもかかわらず、この日の午後の合同体育で加害児童のクラスと一緒になることがわかったため、被害児童は早退することになった。被害児童の様子を心配した保護者は転校を勧めた。

被害児童保護者は転校先の候補学校を見学し、転校意思を固めた。被害児童は■を受診し「■」との診断を受けた。診断書には「早急な環境の調整が不可欠と考えられ、転校など根本的なストレス因子の除去が必要と考える。」との医師の見解が記載されていた。

4月中旬、本件学校の現校長から新たに着任した担当指導主事に、被害児童側から転校の要望が出されたことについて報告があった。担当指導主事は、記録での過去の経過の確認や、本件学校への聴き取りを行い、翌日に現校長から報告書、指定校変更に関する意見書、保護者作成の申立書、診断書を受け取った。■の診断もあることから、教育委員会としては、被害児童が学校で辛い思いをせず登校できる環境を検討した結果、指定校変更が望ましいとの結論に至り、現校長に、指定校変更が可能である旨の連絡を行った。転校日は、4月下旬となった。

4月下旬、本件学校において、被害児童保護者・現校長・現教頭・5年時担任と話

し合いの場が設けられた。その際、被害児童保護者は、5年時担任及び元校長の謝罪を求める要望書を提出した。同時に、被害児童保護者からの手紙を校長に渡し、被害児童の転校後に被害児童が在籍していたクラスの児童に読んで欲しいと要望した。手紙には、「お友達と思っていた人からの仲間外れ、無視などが続き、とても悲しい時期がありました。」との転校の理由が記載されていた。現校長は保護者に対し、はっきりとわかっていないことを断定的に伝えることは難しいと伝えたという認識であった。さらに、被害児童保護者としては、転校理由を聞かれることがあればはっきりといじめによる転校であると告げてほしいと伝えていた。本件学校としては手紙について一言一句読めないことは伝えたとの認識であったが、被害児童保護者は内容を修正して読まれるとの認識はなかった。

4月下旬の転校初日に、教育委員会の担当指導主事が転校先の小学校を訪問し、5月にも学校を訪問した。訪問時には被害児童と直接話すわけではなく、学校側から様子を聴き取りしたり見守りをしたりしていた。

4月下旬、現校長・現教頭・元校長・元担任と被害児童保護者の6名で話し合いの場が設けられた。その際、現校長・元校長・元担任の謝罪文が保護者に渡された。また、被害児童保護者が被害児童が在籍していたクラスの児童向けに書いた手紙が担任によって読みあげられたが、原文そのままではなく「人間関係でとても辛い思いをして」という趣旨の表現に変更されていた。

被害児童の様子については、転校先の小学校を担当するいじめ対応支援員（学校問題解決支援員）から、担当指導主事に適宜伝えられており、教育委員会としても被害児童の様子を把握していた。転校して間もない時期に校外学習があり、行き先が本件学校と同日の同じ場所であったが、校外学習先で本件学校の児童と被害児童が接触するがないよう学校間で調整し、被害児童が安心して参加できるように配慮した。転校先では被害児童は、最初は硬い表情を見せていましたが徐々に周囲とも馴染み、児童会会長に立候補するなど積極的に学校生活を楽しめている様子であったことを、教育委員会は把握していた。一方、本件学校の対応に対して、被害児童とその保護者は納得できない思いがあり、4月下旬に被害児童保護者が本件学校に来校して要望書を提出されたこと、本件学校が被害児童保護者に対して謝罪の場を設けたこと、被害児童保護者から児童への手紙を読んでほしいとの要望があったこと等を本件学校から随時報告を受けて、教育委員会としても把握していた。

5月初旬、被害児童保護者が市民総務室情報公開担当に開示請求を行った。本市情報公開条例第7条には、「実施期間は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない（以下略）」と、第8条には、「実施機関は、公開請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なう

ことなく分離できるときは、公開請求者に対し、同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。」と定められている。教育委員会学校教育室では、本市情報公開条例等の関連規程に基づき、開示内容を精査して公開できない部分を黒塗りにした上で、5月下旬に情報公開担当から開示を行った。

5月に、被害児童保護者は、一部の児童、保護者が被害児童の転校理由を、被害児童自身の要因であると認識していることを把握し、前述の手紙が真に読まれたのか疑問を感じた。

5月末に、被害児童保護者が教育委員会を訪問し、情報開示の追加請求があった。その際に、被害児童保護者から、担任が4月下旬にクラスに転校を伝えた際に、被害児童保護者からの手紙を読んでくれなかった、または、切り取って読んだのではないかとの懸念が表明された。担当指導主事が本件学校に確認して、手紙を読んだとの回答をしていたが、6月下旬に、6年時の担任から保護者に連絡があり、読まれた手紙の内容に原文から変更した箇所があることを保護者が認識した。

6月末、教育委員会において、現校長、元校長、教育委員会担当指導主事及び参事、市議会議員、被害児童保護者が参加し、本件学校のこれまでの対応についての説明が行われた。参加者について、被害児童保護者は元担任の参加および生徒指導担当教員の参加を希望していたが、元担任は不参加、生徒指導主事は参加予定であったが急な事情で不参加となった。

7月初旬、被害児童保護者が教育委員会教育長宛に要望書が提出された。その内容は、重大事態としての認定、第三者による調査を求めるとともに、手紙の核心部分が読まれなかったことによる二次被害の回復に向けた対応を求めるものであった。教育委員会では、████████の診断があること、転校を余儀なくされたこと等の状況から、7月中旬に重大事態と認定し、調査委員会の設置を決定し、同日被害児童保護者に連絡を行った。調査委員会の設置にあたっては、教育委員会から各職能団体等への推薦依頼、各職能団体からの委員の推薦、教育委員への委嘱と諮問内容の承認等のプロセスが必要であるため、設置までに数ヶ月の時間を要することが通例である。本事案についても9月下旬までに委員の推薦、10月初旬に教育委員会会議で委嘱と諮問内容について承認を得るスケジュールとなっていた。その間、教育委員会担当指導主事から、複数回、調査委員会設置の進捗状況について被害児童保護者に説明を行った。

11月下旬、被害児童保護者は市長あてに、正しい転校理由の公表を依頼する手紙を提出した。

教育委員会は、当初は手紙を読む以外での対応策を探っていたが、市法制室への相談、大阪府教育委員会からの助言、スクールロイヤーへの相談を経て、2月には市教育委員会が本件学校同学年児童に手紙を読む方法を検討する方針になった。教育委員会は、説明文の内容についても、被害児童保護者と事前にメールで複数回やりとりし

て確認し、被害児童保護者の要望や質問にも対応していた。

令和6年3月、教育委員会学校教育室の学校担当指導主事が本件学校の同学年児童に、被害児童保護者の手紙の全文、その前後に教育委員会からの説明文を読み上げた。教育委員会からの説明文は、前年4月には手紙の内容を変更して読んだこと、調査委員会の調査中であるため、現段階でこれ以上のことを説明できないこと等を含む内容であった。

## 第3章 当委員会の判断

### 第1 いじめの事案について

#### 1 いじめの定義及び認定方法について

法第2条第1項は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している（なお、「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）。

このように、「いじめ」とは、「心理的又は物理的な影響を与える行為」と「心身の苦痛を感じているもの」という要素を内容とするものであって、これ以外の要素により、「いじめ」の該当性が否定されるものではない。

すなわち、ある行為が心理的又は物理的な影響を与える行為であり、これにより被害児童が心身の苦痛を感じている場合、「程度が重くない」、「悪ふざけで行ったものである」、「傷つけるつもりがない」、「相手が傷ついているとは思っていない」、「継続的になされていない。」、「1対多数の関係ではない」、「当該児童も心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている」等の事情があったとしても、そのことにより、「いじめ」にならないということではないのである。その意味で、従前「いじめ」と一般に認識されていたところとは違いがありうることに注意を要する。

当委員会も、同法の定義に従って、「いじめ」を認定する。

なお、当委員会による「いじめ」の認定は、あくまで、前記のとおりの定義に基づく「いじめ」の有無を認定するものであり、かつ、第2章第1において述べたとおり当委員会の事実認定の手法は訴訟手続における事実認定と異なるものであることから、当委員会による「いじめ」の認定が、直ちに、民事訴訟にいう不法行為の存在を意味するものでないことは、付言しておく。

#### 2 いじめの事実について

##### (1) 健都レールサイド公園でのできごと

前記のとおり、被害児童は帽子を隠されており、これは、被害児童に物理的・心理的な影響を与える行為である。これにより、被害児童は、傷つき、遊んでいたその場から帰りたいという気持ちを抱いており、心身の苦痛を感じていたといえる。したがって、これは被害児童に対するいじめに該当する。

この点、この日は、所持品を隠すという行為が他にもなされており、Aに対しても同様に隠されるという行為がなされているという事実も認められるが、これにより前記行為のいじめ該当性が否定されるものではない。

また、仮に、遊びとしての所持品を隠す行為が先行しており、被害児童がこれに関与していたとしても（なお、Aの水筒を隠す行為については、被害児童は関与していない。）、これにより、前記行為のいじめ該当性が否定されるものではないことも、同様である。

#### **(2) テープを貼る行為**

前記のとおり、被害児童は、「ぶりっ子」という悪口が書かれたテープを貼られており、これは、被害児童に物理的・心理的な影響を与える行為にあたる。貼られたことに対し、被害児童は、「やめてや。」と申し向けており、当該行為に対し嫌な感情を抱いていることから、心身の苦痛を感じていたといえる。したがって、これは被害児童に対するいじめに該当する。



#### **(3) 教室に入れなくする行為**

前記のとおり、被害児童が丁度教室に戻ってきたところでドアを閉められ、鍵までかけられているのであって、これにより被害児童が教室から閉め出されたと感じたころは当然というべきである。当該行為は、被害児童に物理的・心理的な影響を与える行為にあたる。これに対し、被害児童によると、Aが「ごめん、閉めちゃった。」と言って笑ってドア開けてくれたということであり、謝罪されつつ直ぐに開けてもらったとはいうものの、被害児童としては「嫌だな。」という気分になったということであって、心身の苦痛を感じていたといえる。したがって、これは被害児童に対するいじめに該当する。

なお、この点、ドアを閉めたのが誰であったかについては、Aであるか、別の男子児童であるか、本調査においては必ずしも明らかとなっていない。

しかしながら、被害児童にとってはクラスメイトからそのような行為を受け、心身の苦痛を受けたことは事実であるから、行為者が厳密に特定されないことが、当該行為のいじめ該当性が否定されるものではない。

#### **(4) 作文を音読する行為**

前記のとおり、他の児童の前で自己の作文を音読されている。

もともと、被害児童は他の児童に作文を読まれて指摘を受けることが苦手であ

り、Aから「読んでいい？」という質問に対してもこれを拒絶しているにもかかわらず、これを読まれている。Aの当該行為は、被害児童に物理的・心理的な影響を与える行為にあたる。

しかも、その読み方の態様も、Aだけがその内容を了知する黙読ではなく、他の児童にも内容が知れ渡る音読という態様であったのであって、作文について他の児童に指摘されるのが苦手であったという被害児童にとって、その心理的影響が極めて大きいものであったことは明らかである。

被害児童は、この行為について、泣きそうな気持ちで嫌であった旨述べており、心身の苦痛を感じていたといえる。したがって、これは被害児童に対するいじめに該当する。

#### (5) 交換ノートを抜けて以降のA及びBとの関係

被害児童も供述するとおり、交換ノートを抜けて以降、被害児童はAやBが不審がっているのではないかと考えて自分から話しかけられなくなったということである。それまではAやBから話しかけられていたことはあったにもかかわらず、これがなくなっているのであるから、被害児童の行動だけにかかわらず、被害児童とAやBとの関係には変化が生じている。

なお、AやBがじっと見る、睨み付けるという行為をしていたかについては本調査においては必ずしも明らかとなっていない。

しかしながら、被害児童がAとBからそれまでと違う雰囲気を感じてそれに傷ついていたことは事実である。

また、AやBは、被害児童に対して敬語を使うなどよそよそしい態度を取っているほか、他の児童に対して、被害児童から縁を切ると言われたなどと説明している。

さらに、Aは、被害児童が仲直りしようとメールを送ったのに対し、前記のとおり、「うそもついたりしたから無理だし仲直りしてもこれから上手くできる気がしない。」、「うそ言ってるじゃん ○○のこと とか」、「○○が全部原因で嫌いになった」などと送っている。

これらのこと総合すると、少なくともAにおいては、積極的に被害児童と距離を置くという行動に出ていたということができる。

これは、被害児童に心理的な影響を与える行為にあたり、被害児童は、この状況に心身の苦痛を感じていたものと認められる。

したがって、これは被害児童に対するいじめに該当する。

#### (6) Cとの関係

前記のとおり、Cは、睨んでいると受け止められるような形で被害児童をじっと

見たり、被害児童が他の児童と喋るのを遮ったりしており、これらの行為は、被害児童に心理的な影響を与える行為と言える。

被害児童はこれに傷つき、担任にこのことを申告するなどしており、心理的な苦痛を感じていたものといえる。

したがって、これは、被害児童に対するいじめに該当する。

[REDACTED]

#### (7) 被害児童が特定の男子児童を好きだという指摘

前記のとおり、被害児童は、同じクラスの女子児童から、特定の男子のことを好きなのだろうと言われ、これを否定するも、「嘘つくなよ。」などと言われている。

誰に好意を寄せているかという事項は、それが真実であってもそうでないとしても、他人に指摘されたくないと考えることは当然である。それを被害児童に指摘したこと、さらに、否定したことに対して「嘘つくなよ。」などと言われたことも併せて、これらは被害児童に心理的な影響を与える行為であり、これについて、被害児童は心理的な苦痛を感じている。

したがって、これは被害児童に関するいじめにあたる。

### 3 いじめと [REDACTED]との因果関係について

#### (1) 被害児童の反応と心理的影響

##### ア 主ないじめ行為に対する被害児童の反応

被害児童は、一連のいじめ行為に対して保護者や担任にも報告や相談をしており、それらを深刻に受け止め、何とかしてほしいという強い思いが窺われる。またこれにより、学校を休むこともあり「学校へ行くことが怖い」という訴えも見られた。今まで比較的親しかった同級生からいじめ行為を受けることでの恐怖感や不安感を、また無力感を感じ、抑うつ的となり、不眠などの症状が出現するなど心理的にかなり不安定な状態になっていたことが示唆される。

##### イ 学校関係者への不信感

今回の一連のいじめ行為に対して学級担任や生徒指導主事、および校長などの学校関係者の対応が十分ではなかったという印象を被害児童が抱き、学校への不信感を募らせた可能性があり、それが学校環境への安心感を失わせることにも繋がったと考えることもできる。

#### (2) [REDACTED]

### (3) まとめ

荒木（1992）<sup>2</sup>によると、小学校高学年の時期は徐々に自分の価値観や自己肯定感が出現し他者との違いを感じ、様々な葛藤や試行錯誤を行う時期になる。これまで親しかった友達に対しても両価的な感情が生まれ二者間関係から第三者の視点からの二者関係に移行することである。

その様な時期とも重なり被害児童と加害児童とのお互いの価値観に変化が生じたこともその背景にあるものと推測される。令和4年10月末頃から上記に示したような「いじめ行為」が始まったが、■■■の受診に至る1、2週間前に見られた失声症状や易疲労性の亢進、日内変動を伴った言動の制止などの症状から■■■という診断に至った経緯に関して、そこに至るまでの学校での人間関係が被害児童に強く影響したことを確認できる。人間関係において被害児童がいじめを感じる体験を受けた際に「自分が悪い、と思っていた」と語られた部分に関しても恐怖に対しての無力感という心理状態が窺え、こういった感覚が心的外傷の要因になるという理論がある<sup>3</sup>ところからこれらの体験が被害児童の病状出現に関する心理状態を引き起こした面を確認できた。心理的要因が生じる基盤となった学校、学級の環境因も視野に入れた■■■という病態が当時生じていたと推測され、■■■の受診での「■■■」との診断が妥当なものであると結論づけることができる。

## 第2 学校の対応について

### 1 いじめ防止対策推進法に基づく対応

前記のとおり、法は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。これは、行為の程度の大小や客観的な判断によるものではなく、児童生徒が心身に苦痛を感じていればいじめになるということである。こうした心身の苦痛を訴える児童生徒

<sup>2</sup> 荒木紀幸 1992 役割取得理論 セルマン 日本道徳性心理学研究会（編著）『道徳性心理学—道徳教育のための心理学』 北大路書房 pp.173-190

<sup>3</sup> 『心的外傷と回復』 ジュディス・L・ハーマン著 中井久夫・阿部大樹訳 みすず書房 1992 初版 2023 増補版

と保護者に寄り添い、児童生徒や保護者のペースに合わせながら対応を進めていくことが求められる。

いじめを把握した後の対応の第一歩として、生徒指導提要（2022）<sup>4</sup>では、以下のように述べられている。

被害者保護を最優先することが重要であり、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアをすることは必要不可欠である。そして、「誰も助けてくれない」という無力感を取り扱うこと、いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること、大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと、「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること、に留意することが重要である。（文部科学省、2022）

本事案においては、被害児童および保護者からの申告を受けて、直ちに関係児童に聴き取りを行い事態の把握に努めようとしたこと、そして、それを受け「いじめ対策委員会」を開催し、いじめとして認知した点については評価できる。しかしながら、被害児童や関係児童を同じ場で聞き取ったり、被害児童や関係児童を取り巻く周囲の児童からの聴き取りが不十分であったりするなど、被害児童が安心して自分の思いを語れるような場を設定することや、より安心感のある関係をつくることができるような姿勢は不十分であったと考えられる。

そして、被害児童の訴えをもとに聴取がなされたものの、「話し合って誤解は解けた。今後ることは自分たちで考えていく。」と判断しているが、被害児童本人は不安が軽減することなく、いじめの事実が解消した状況には至っていない。このことから、いじめが「解消している」状態について、単に謝罪をもって安易に解消とはできないことを再確認し、教員間で共通理解を図る必要がある。文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「文部科学省基本方針」という。）においては、いじめが「解消している」とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること、②被害者が心身の苦痛を受けていないこと、という二つの条件を満たしている状態を指すとされているところである。本事案においても、前記のとおり、安易に解消と判断するのではなく、被害児童の不安が軽減しているかどうか、そして、この話し合いの内容を受け入れができるかどうかを丁寧に確認し、相当の期間見守っていく必要があった。

## 2 組織的対応の課題

前記のとおり、法に基づき本件学校には「いじめ不登校児童虐待対策委員会」が設

---

<sup>4</sup> 文部科学省（2022）. 「生徒指導提要（改訂版）」

置されおり、本事案について「いじめ対策委員会」として開催されていた委員会がこれに該当すると思われる。「いじめ不登校児童虐待対策委員会」の構成員は、校長、教頭、首席、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SSW担当者、生徒指導主事、人権教育担当チーフ、当該学級担任と定められているにもかかわらず、本事案に関する「いじめ対策委員会」の参加者は、校長・教頭・生徒指導主事・担任・学年主任・SSWにとどまっており、かつ、この参加者で開催された委員会は一回限りである。その他の回については、校長・担任または校長・担任・生徒指導主事にとどまっていた。

同委員会では、いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、同委員会による調査を行い、事態の早期発見に取り組むこと、改めて、要望や意見を十分に聴取することが責務として定められている。さらに、いじめの事実のあるなしにかかわらず、訴えた児童を支援する対応を考えること、できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行い複数で対応すること、事案に応じてSC・SSW・弁護士等と連携することが定められている。本事案においては、同委員会の参加者や開催回数も十分ではなく、また、主な対応は担任と生徒指導主事に任せられており、校長の指揮監督の下、校内で役割分担を行い複数で対応できるよう、委員会が適切に機能する必要があった。また、管理職である教頭は本事案に関与している様子がみられなかった。他の業務との兼ね合いもあったと推察されるが、担任や生徒指導主事といった一部の教員のみに負担が集中しないよう、校長の指揮監督の下に、職員が本事案について情報を共有し共通理解を図りながら、複数で対応できるよう役割分担を行う必要があったと思われる。

その他、毎週開催されるコア会議において情報共有はなされていたが、在籍する全児童を対象とした会議であるため、本事案について十分な時間を設けて検討することはできていなかったと考えられる。

### 3 被害児童及び保護者の心情に寄り添った対応の不足

本事案において、担任および生徒指導主事による被害児童および関係児童への聴取は複数回実施されている。その点では、被害児童の訴えを聴取し、事実関係について把握するよう努めたと評価できる。しかしながら、前記のとおり、被害児童の心身の苦痛を解消できていないにもかかわらず「話し合って誤解は解けた。今後のことばは自分たちで考えていく。」と学校側は判断し、被害児童の心情に沿った対応はできていなかったと思われる。結果的に、被害児童の心身の苦痛が継続し、学校側に対して不信感を抱くようになった。このことから、法によるいじめの定義を再認識し、心身の苦痛を訴える被害児童に寄り添っていくことが求められる。

いじめは対人関係の中で生じるものであるため、それぞれの関係性によって心身の苦痛の感じ方は異なる。加害児童がいじめている認識がない場合であっても、被害児童本人が心身の苦痛を感じることがある。そのため、聴取する際には、学校や教職員の視点から聴取し判断していくのではなく、被害児童の心情に寄り添いながら、被害児童と加害児童との日常的な関係性や学級集団の相互の影響を含めながら聴取し、その情報を学校組織で共有し、役割を分担しながら複数で対応すべきであった。

さらに、被害児童の保護者に寄り添いながら対応を進めることも求められるが、個人懇談後に約1ヶ月半にわたり学校から連絡がなされていないこと、また、主に保護者からの申告となり学校からの発信や提案が少なかったと言える。被害児童への対応同様、被害児童の保護者も様々な不安や思いを抱えている。そのため、被害児童保護者的心情を汲み取りながらコミュニケーションを図っていくことが求められる。しかしながら、本事案の学校の対応は、保護者への連絡が滞ったり、管理職の主観に基づいた発言によって保護者の不安や不信感が増大したりするなど、保護者的心情と学校の対応に乖離があったと考えられる。もちろん保護者と学校側の見解に食い違いが生じてしまうことがある。だからこそ、保護者の心情を丁寧に聴き取りながら学校側の見解や方針を伝え、相互に共通理解を図っていく姿勢が求められるのではないだろうか。本事案においては、学校として保護者の不安や思いを確認しつつ、対応を進める必要があった。

### 第3 教育委員会の対応について

#### 1 学校との連携について

文部科学省基本方針には、いじめに対する措置について、「学校の設置者は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。」とされている。

本事案については、11月のいじめの認知以降も、被害児童が苦痛を感じる状況は継続しており、学校が対応していたが、令和4年度中は、教育委員会としては詳細を把握する状況にはなかった。学校問題解決支援員を通じて毎週のコア会議の状況を把握するなど、積極的に経過を把握する姿勢があれば、いじめの継続や、保護者と学校の関係性などを早期に把握して適切な支援、助言ができた可能性がある。

令和4年度当時、被害児童らが在籍する小学校では、本事案以外にも対応が必要な事案が多数あり、過度な負担から教頭が休みがちになるなど、学校組織全体として疲弊した状況であった。教育委員会としてはその状況を把握できる立場にあったが、担当指導主事も病気により不在の時期があり、学校を支援する体制が十分にとれていなかった。

## 2 転校に至る判断について

令和5年4月に保護者から転校の希望が出された際には、学校に対し速やかに必要書類の作成を指示し、指定校変更を認める決定を速やかに行った。被害児童が登校できる環境を確保することを最優先に考え、翌週には転校できるよう被害児童および保護者の希望に沿った対応を行ったことは評価できる。

## 3 重大事態の認定の時期が適切であったか

法第28条第1項1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第28条第1項2号で「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を重大事態としている。本事案については、令和5年4月16日に被害児童が「[REDACTED]」と診断され、転校を余儀なくされたことで、第28条第1項1号に該当するとして、重大事態として認定している。

事案を最初に認知した令和4年11月の段階では、レベル1と判断される事案であったが、その後も本人にとって辛い状況が継続していた。そして、令和5年4月の段階では「[REDACTED]」の診断と転校という重大事態に該当し得る状況になっていたのである。

このことに鑑みると、教育委員会は令和5年4月以降のできるだけ早い段階で重大事態に認定することも検討すべきであった。

## 4 手紙の朗読について

前記のとおり、令和5年4月の被害児童の転校時点において、担任は、仲間外れや無視という文言を他の文言に変更して被害児童保護者からの手紙を朗読した。そのため、被害児童保護者は、前記文言を含めた手紙の全文の朗読を、被害児童の在籍していた学年の児童たちの卒業までに行うことを求めていたものである。

前記変更された文言は、いじめ行為自体の存在を示唆するものであるところ、その行為の有無やいじめ該当性自体、当委員会による調査により明らかにされるべきものである。また、児童たちの卒業までの時点は、教育委員会が当委員会の報告が未だなされていない時点であり、かつ、関係児童に対する聴取が継続している状況下であった。

このことに鑑みると、当委員会によるいじめについての判断が示される前に、調査自体への影響も生じうる手紙の朗読を行うことについて、教育委員会が消極的であったことはやむを得ないところと思われる。

そのような中でも、教育委員会は、保護者からの要望を受け、これを当該部局においての判断のみで朗読をしないという判断に終わることなく、市の法制室への相談、大阪府教育委員会からの助言及びスクールロイヤーへの相談という、専門的知見を有

する複数の機関に意見を求めてこれへの対応を検討している。

また、教育委員会は、実際に朗読を行うにあたって、両親からの手紙全文の朗読と併せて、このような手紙を朗読することになった経緯や、この件に関しては現在当委員会調査が調査をしていることなどについての説明文の朗読を行っている。この説明文は、事前に被害児童保護者とのやり取りを行い、被害児童保護者の要望を踏まえて作成された。

もっとも、説明文の最終版については、被害児童保護者にメールで送られたのが、教育委員会の電話受付時間終了直前であったため、これに対する意見を被害児童保護者の意見が反映されることなく、児童らへの説明文・手紙全文の朗読に至っている。この点は、被害児童保護者に強い不満を生じさせた。

この点、あくまで、当該説明文は教育委員会の立場から説明を行うもので、被害児童保護者の意向が当然に反映されるものでないが（それ以前の被害児童保護者とのやり取りにおいても、教育委員会は、被害児童保護者の要望を踏まえて修正することはあっても、要望どおりに文言を変更しているものでもない。）、手続的には最後の被害児童保護者の意見を容れないとしても、その旨回答した上で朗読を行うことが望ましかった。

## 第4 再発防止策

### 1 本件学校について

#### (1) いじめ防止対策推進法に基づく継続的な対応

本事案において、被害児童および保護者からの申告を受けて、直ちに関係児童に聴き取りを行い事態の把握に務めようとしたこと、そして、それを受け「いじめ対策委員会」を開催し、いじめとして認知した点については、法に基づくいじめ対応がなされていた。他方で、被害児童の訴えをもとに聴取がなされたものの、「話し合って誤解は解けた。今後のことは自分たちで考えていく。」と判断しているが、被害児童本人は不安が軽減することなく、いじめの事実が解消した状況には至っていない。また、初めて加害児童保護者に教職員から本事案について報告されたときにも、被害児童や被害児童保護者からの訴えは続いているにも関わらず、事案は解決したかのように報告されていた。

のことから、いじめが「解消している」状態について、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを再確認し、教員間で共通理解を図る必要がある。前記のとおり、文部科学省基本方針においては、いじめが「解消している」とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること、②被害者が心身の苦痛を受けていないこと、という二つの条件を満たしている状態を指す。本事案においても、話し合いの場を設けるだけではなく、被害児童の不安が軽減している

かどうか、そして、話し合いの場で決まったことを話し合い後も納得できているかどうかを丁寧に確認し、相当の期間見守っていく必要があった。さらに、継続して見守っていくこと、心境を確認することなどを被害児童や保護者に伝えておく必要もあった。

ゆえに、話し合いの場がうまくいったかどうかというその場での事実、教職員の主観的な判断でいじめ対応を終えてしまうのではなく、相当な期間は見守りが必要であること、被害者や保護者に寄り添った関わりを継続していく意識をあらためて持つことが求められる。

## **(2) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策委員会の開催の推進**

前記のとおり、本件学校には「いじめ不登校児童虐待対策委員会」が設置されているところ、実際にはこれは「いじめ対策委員会」として開催されていた。ただし、本事案において学校いじめ防止基本方針で規定されている「いじめ不登校児童虐待対策委員会」の構成員が全員出席して開催されたことはなく、少数による開催となることもあった。また、異なる会議や委員会においても、本事案は教職員間で共有されていたが、多種多様な事案の中における一事案という扱いであった。

いじめ対策委員会は、複数の教職員とSCやSSWなどの教職員の立場とは異なる専門家の意見を集めることで、より充実したいじめ対応が実施される。教職員の他の業務との兼ね合い、勤務日数が限られる専門家との日程調整等が課題であることは推察されるが、充実したいじめ対応を実施するために、本来規定されている構成員での開催を目指すこと、限定的な少数メンバーでの開催が当たり前のようになってしまわないことが求められる。

加えて、「いじめ不登校児童虐待対策委員会」では、その名称通りにいけば、いじめ事案と不登校事案と虐待事案を同時に扱うこととなっている。いじめと不登校、虐待が同時に起きている事案もあり、子どもや家庭を全体的に検討できることは有意義であるかもしれないが、いじめだけを検討できる場がある方が、迅速かつ寄り添った対応が求められるいじめ事案が他の事案に埋もれてしまったり、優先順位を下げられたりすることを防ぐことができる可能性があるため、会議の開催様式を再度検討することも求められる。

## **(3) 被害児童保護者に寄り添った連携の充実**

本事案において、被害児童が最初に被害を訴えたのちに話し合いの場が持たれた。その後もいじめの状況は改善せず、再度の話し合いの場が持たれ、被害児童の保護者にも話し合いの結果等が共有された。担任だけではなく生徒指導主事にも保護者は被害児童の被害を訴えたが、その後約2ヶ月もの間、学校側から被害児童保護者には一度も連絡がなかった。

被害児童保護者心境からすれば、子どもが不安を抱えながら日々の学校生活を送っていることは気が気ではないであろう。さらに、学校に対していじめ対応を求めているにも関わらず、子どもの学校での様子やいじめ対応の進捗などの連絡がなければ、学校に対して不信感を抱くのは当然のことである。学校側からすると、進捗がないために連絡をする必要がないと判断していたのかもしれないが、進捗がないことも含めて現状がどうなっているのかを保護者に伝えることは保護者の不安の軽減につながる。そして、保護者の不安の軽減が家庭において、保護者が子どもに安心して関わることにつながり、結果として子どもの不安の軽減にもつながっていくであろう。

ゆえに、被害児童のためにも保護者への連絡を密にする、進捗がない時もそのことを報告するなど、保護者との連携を充実させ、被害児童と保護者の不安を軽減すること、継続的に誠意をもっていじめ対応にあたること、それを被害児童や保護者に伝えていくことが求められる。

#### (4) 加害児童保護者との情報共有の充実

本事案において、被害児童が被害を訴えたのち、加害児童に対して聴き取りが行われているが、加害児童保護者に本事案に関する情報を教職員から報告されたのは、本事案が発生してから相当期間経過後の個人懇談の場であり、その報告内容も詳細なものではなかった。教職員は、加害児童が自ら保護者にいじめ行為に関する話をすこし伝えていたが、教職員に咎められた出来事を保護者に話すことが小学生の子どもにとって難しいことであることは容易に想像できる。いじめに関する出来事の報告や共有を児童から保護者への伝達に頼るのではなく、教職員ができるだけ速やかにかつ詳細に保護者に報告する、情報を共有して今後の体制等について検討することが求められる。

加害児童保護者との情報共有が充実し、加害児童の家庭でもいじめに関することを真剣に話し合うことができれば、いじめ行為が継続すること、さらにはいじめ行為がひどくなることを防げる可能性が高まり、被害児童や被害児童保護者にとっても望ましい結果となる。ゆえに、加害児童保護者との情報共有を充実させること、学校だけではなく家庭とも連携しながらいじめ事案の対応を継続することが求められる。

#### (5) いじめ発見後の対応の充実

本市において、いじめ予防については、過去のいじめ事案における対応の不備等が見られた部分を修正し、充実した対策を実施しようと試みられている。それは、外部機関と連携して、いじめ予防のための教材や動画を作成していること、いじめ被害を教職員に伝えやすいように、子どもが持つG I G A端末の中にいじめ被害を

伝えやすい・相談しやすい仕組みづくりをしていること等があげられる。これらによって、いじめの発生件数や深刻化の減少に貢献していることが推察されるが、それはその後の充実した学校体制や教職員の親身で適切な対応があつてこそ子どもたちや保護者は救われる。

本事案では、対象児童がいじめ被害を訴えた後の教職員による児童への聴き取りの不備や保護者との連携の不足、教職員のいじめ認識の希薄などがあった。聴き取りについては、対象児童や関係児童を各自で聞き取るのではなく一緒に聴き取りを行っていることで対象児童が充分に思いを伝えられなかつたこと、良い意味でも良くない意味でも、子どもが言う「自分たちで解決する」、「私はやつてない」ということを信じて、その後の見守りや声かけが不充分となつたことなどがある。

聴き取りにおいては、できるだけ子どもが思いや事実を話せるように、教職員が聞きたいことを聞くよりも子どもが自由に話せるような質問の仕方（「はい／いいえ」で答えられる質問ではないこと）や場づくりが求められる。また、一方の児童の言ったことだけを信じることのないように継続的な聴き取りや周囲の児童への聴き取りの実施による客観的な判断が求められる。さらに、子どもが「解決した」、「もう大丈夫」と述べたとしても、継続的な見守りと声かけが必要である。

保護者との連携の不足は別項目で述べたが、教職員のいじめ認識の希薄については、被害児童の主観的な苦痛を軽視し、教職員の主観でいじめの程度や有無を判断してしまつてゐる教職員がいたことである。いじめについては、被害児童がどれだけ苦痛を感じているかどうかは目に見えないことが多いため、法では、「心身の苦痛を感じる時」という文言が記載されている。学校現場では、本法を基盤としたいじめの認識が求められる。そのため、いじめ行為を教職員が客観的に確認できないとしても、それはいじめがないことと同義ではなく、被害児童が心身の苦痛を感じていることに寄り添い、できうる対応がないかを常に探し続けることによつて、被害児童の心身の苦痛を軽減させようと尽力することが必要である。

ゆえに、本市で取り組んでゐるいじめ予防事業をより活かすために、ここまで述べたいじめ対応の充実に今一度取り組み直すこと、さらには教職員や他職種も交えたいじめに関する事例検討会を各学校や教育委員会の取組として定期的に実施することにより、学校や教育委員会、各教職員のいじめ予防、いじめの早期発見、いじめの早期で適切な対応を行う力を高めることが求められる。

#### (6) チーム学校としての対応・管理職のリーダーシップの向上

いじめ事案においては、担任だけもしくは担任と学年主任だけなど、限られた教職員で対応に当たることには限界があり、結果として被害児童や被害児童保護者のためにならない。いじめ事案では、たとえいじめが発生している学級が 1 つであつても、学年団、学年主任、生徒指導、部活動顧問、管理職、さらには SC や SSW と

いった専門家も含めて、チーム学校で対応に当たることが望ましい。また、被害児童や加害児童への聴き取りや保護者対応などの中心は担任や学年主任、生徒指導主事になることもあるが、管理職はいじめ事案の解決に向けて、チームをマネジメントすることが求められる。

ゆえに、たとえ担任や学年主任の教職員に力量があるとしても、いじめ対策委員会をできるだけ多くのメンバーで開催するための調整、継続的にいじめ対応ができているかといった教職員への声かけや情報共有の場の設定、スクールロイヤーの活用など、管理職としてすること、管理職だからこそできることを継続的に実施することが求められる。

生徒指導提要（文部科学省、2022）において、「学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠である」と指摘されている。その上で、学校いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図ることが大切であり、また、組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すこと不可欠であると述べられている。本件学校においても、学校いじめ対策組織である「いじめ不登校児童虐待対策委員会」が有機的に機能し、そして、共通理解を図る機会を意識的に設け、その上で情報が適切、かつ迅速に共有されるような協働的な組織運営が求められる。

## 2 教育委員会について

### （1）調査委員会の発足について

当委員会は、令和5年7月に、被害児童が転校後に、被害児童保護者からの要望を受けて発足している。本件学校における被害児童の欠席日数は文部科学省の不登校状態の目安である年間30日以上にはいたっていないが、「████████」の診断がついており、転校を余儀なくされるほどの心身の苦痛を経験していた。法第28条第1項第1号の規定には、いじめ重大事態として対処するべき事項を「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」としており、転校を余儀なくされるほどの心身の苦痛は、児童の心身に重大な被害が生じたといえる。また、同法第28条第1項第2号の規定には、「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」という記載があり、この相当の期間を何日以上とするのかといった明確な記載はないが、不登校状態の目安である年間30日以上を超えていないからといって、児童の心身の苦痛が軽度で

あるという意味ではない。

教育委員会は、転校の手続きにおいて本事案の詳細を把握している。その際に、いじめ重大事態に当てはまる可能性があることを踏まえて、被害児童・保護者が調査を望むかどうかを確認する必要があったのではないか。被害児童や保護者の心身の苦痛を少しでも軽減できるように、今後の再発につながらないように、被害児童や保護者がいじめ調査委員会の調査を要望する前に、教育委員会から被害児童・保護者にいじめ重大事態に当てはまる可能性があるため、調査委員会の発足を提案すること、調査委員会が発足すると今後どうなっていくのかといった説明を積極的におこなっていくことが望まれる。

## (2) 学校のサポート体制の充実の模索

本件学校においては、令和4年度に教頭が休んでいる時期があったが、教育委員会から教職員やその他の人材を配置することはなかったため、校長や他の教職員に一時的にでも業務量の負担が増加し、そのことにより本事案においても被害児童や保護者に寄り添った適切な対応が充分にできない時期があった可能性がある。昨今の教職員の人員不足等の事情で、教頭が休んでいる時期に、教職員を一時的もしくは新たに配置することは困難であったかもしれないが、学校運営をうまく回せているかどうか、教職員の過度の負担が発生していないかどうか等を教育委員会から積極的に管理職に確認し、困難の程度によっては新たな教職員の配置や教職員ではない人材の派遣を優先的に検討する、教育委員会の指導主事が管理職や担任とケース会議を実施する機会を増やすなど、教育委員会がいつでもサポートしようとしている意思があること、サポート体制を整えようと模索していることを積極的に学校に伝えていくことが求められる。

さらに、一部の教職員に過度の負担がかからず被害児童に寄り添った適切な対応をおこなうためにも、教職員がSCに相談しやすい体制を整えるなど、教育委員会が主導してSC活用の充実を模索することが求められる。また、教職員が学校におけるいじめ対応や問題行動対応に悩んだ際に相談できる窓口を学校外に設置する、スクールロイヤーなどの専門家に相談しやすくするために利用方法を簡便にするなどの工夫を積極的に検討することが望まれる。

以上